「農林水産省協同組合等検査基本要綱」の一部改正について

令 和 ５ 年 １ ０ 月
農　林　水　産　省
大臣官房検査・監察部

Ⅰ　改正概要

１　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）第50条第１項の規定に基づく特定社会基盤事業者について検査対象者とする等の見直しを行う。

【該当箇所】
農林水産省協同組合等検査基本要綱（第１の１関係）

２　検査対象者に対して交付する検査通告書について、現物検査において検査開始予定日に現物検査初日が含まれるものと混同されることから、本検査開始予定日である旨を明記する見直しを行う。

【該当箇所】
別紙様式２（第６の３の（９）関係）

３　特徴的な取組及び経営上の課題・問題点について、問題点として記載することは指摘として捉えかねないことから、課題に統一する旨の見直しを行う。

【該当箇所】
別添３検査書作成要領　３（２）及び（３）
別記様式２－１　検査報告書（第７の１関係）

４　検査書管理台帳例について、現行の管理状況を踏まえ項目等の見直しを行う。

【該当箇所】
別添４検査書管理要領（第７の２の（５）関係）
　別紙様式１　検査書管理台帳例

Ⅱ　施行時期
令和５年11月１日